

平成 23 年度 活動報告

平成 24 年 4 月

短期金融市場取引活性化研究会（短取研）

目次

I. 平成 23 年度議題一覧	2
II. 平成 23 年度の主要な検討事項	
1. 次世代 RTGS 第 2 期対応について	5
2. 短期金融市場の機能向上について	6
3. 市場運営に関する日本銀行への要望事項取り纏めについて	8
4. その他	8
III. 付属資料	
【次世代 RTGS 第 2 期対応について】	
1. 次世代 RTGS 第 2 期対応 総合運転試験（運用確認試験）実施手順書（市場取引編）	
2-1. 次世代 RTGS 第 2 期対応 第 1 回総合運転試験 市場取引に関する評価書	
2-2. 次世代 RTGS 第 2 期対応 第 2 回総合運転試験 市場取引に関する評価書	
3. 次世代 RTGS における市場慣行<平成 24 年 3 月版>	
【短期金融市場の機能向上について】	
4. 新日銀ネット開発への対応に係るタスク・スケジュール	
5-1. 短期金融市場に関する BCP への取組みについて	
5-2. 災害時の短期金融市場における行動指針	
5-3. 短期金融市場に関する BCP への取組みについてのアンケート調査結果と 今後の取組み方針	
【市場運営に関する日本銀行への要望事項取り纏めについて】	
6. 平成 23 年度 市場運営に関する日本銀行への要望事項	
【その他】	
7-1. 有担保コール取引の国債担保掛目見直し方針（案）について	
7-2. 有担保コール取引における国債担保掛目の見直しについて	
8. 投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧	
【平成 23 年度短取研メンバー】	
9. 平成 23 年度短取研メンバー	

I. 平成 23 年度議題一覧

<p>第 1 回 (4 月 22 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短取研概要 ・ 平成 22 年度短取研検討事項取り纏め報告 ・ 今年度の短取研の運営について <ul style="list-style-type: none"> － 今年度の研究・検討事項について － 今年度の短取研運営に関するアンケート調査 ・ 次世代 RTGS 第 2 期対応 運用確認試験について
<p>第 2 回 (5 月 23 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の短取研運営に関するアンケート結果 ・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ（第 19 回）」参加報告 ・ 市場運営に関する日本銀行への要望事項 ・ 次世代 RTGS 第 2 期対応 運用確認試験について
<p>第 3 回 (6 月 20 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代 RTGS 第 2 期対応 運用確認試験について <ul style="list-style-type: none"> － 次世代 RTGS 第 2 期対応 総合運転試験（運用確認試験）実施手順書（市場取引編） － 第 1 回運用確認試験後のアンケート調査 ・ 【報告】「CP 小委員会」参加報告 ・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ（第 20 回）」参加報告
<p>第 4 回 (7 月 22 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場運営に関する日本銀行への要望事項 <ul style="list-style-type: none"> － 市場運営に関する日本銀行への要望事項アンケート結果 － 日本銀行への要望事項アンケート結果に関する意見募集実施 ・ 次世代 RTGS 第 2 期対応について <ul style="list-style-type: none"> － 総合運転試験（第 1 回目）のアンケート調査結果 － 今後のスケジュールと短取研タスク ・ 今年度の研究テーマ①：BCP 発動時の市場取引の実務確認について
<p>第 5 回 (8 月 22 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場運営に関する日本銀行への要望事項 <ul style="list-style-type: none"> － 市場運営に関する日本銀行への要望事項アンケート結果への御意見 ・ 次世代 RTGS 第 2 期対応について <ul style="list-style-type: none"> － 日本銀行による総合運転試験（運用確認試験）第 1 回の結果評価 － 次世代 RTGS 第 2 期対応 総合運転試験（運用確認試験）実施手順書（市場取引編） － 総合運転試験（運用確認試験）実施後のアンケート調査

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ（第 21 回）」参加報告
第 6 回 (9 月 29 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」からのご報告 ・ 市場運営に関する日本銀行への要望事項 ・ 次世代 RTGS 第 2 期対応について <ul style="list-style-type: none"> － 総合運転試験（運用確認試験）第 2 回の結果評価 － 今後のスケジュールと短取研タスク ・ 今年度の研究テーマ①：BCP 発動時の市場取引の実務確認について
第 7 回 (10 月 21 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代 RTGS 第 2 期対応について ・ 日本銀行による総合運転試験（運用確認試験）第 2 回の結果評価 <ul style="list-style-type: none"> － 稼動開始日直前に実施する移行作業等 － 今後のスケジュールと短取研タスク ・ 今年度の研究テーマ②：新日銀ネットへの対応 ・ 今年度の研究テーマ③：手形レスで行うコール取引について ・ 「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」検討状況
第 8 回 (11 月 25 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ（第 22、第 23 回）」参加報告 <ul style="list-style-type: none"> － 最終報告書について ・ 次世代 RTGS 第 2 期対応について <ul style="list-style-type: none"> － 第 2 期対応稼動開始について － 「次世代 RTGS における市場慣行（平成 21 年 2 月版）」の改訂 ・ 今年度の研究テーマ③：手形レスで行うコール取引について <ul style="list-style-type: none"> － 手形レスで行うコール取引に関するアンケート調査結果 － 今後の取組方針
第 9 回 (12 月 21 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場運営に関する日本銀行への要望事項に対する回答（日本銀行） ・ 【報告】「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」第 2 回フォローアップ会合 ・ 短資取引約定確認システムの利用料金について（短資協会） ・ 次世代 RTGS 第 2 期対応について <ul style="list-style-type: none"> － 「次世代 RTGS における市場慣行（平成 21 年 2 月版）」の改訂

<p>第 10 回 (1 月 23 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代 RTGS 第 2 期対応について <ul style="list-style-type: none"> - 「次世代 RTGS における市場慣行（平成 21 年 2 月版）」の改訂 ・ 今年度の研究テーマ②：新日銀ネットへの対応 ・ 今年度の研究テーマ④：短期金融市場に関する BCP への取組みについて ・ 有担保コール取引の国債担保掛目見直し方針（案）について
<p>第 11 回 (2 月 23 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の研究テーマ④：短期金融市場に関する BCP への取組みについて ・ 有担保コール取引の国債担保掛目見直しについて ・ 短資取引約定確認システムの利用料金について（短資協会）
<p>第 12 回 (3 月 23 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有担保コール取引の国債担保掛目見直しについて ・ 投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧について ・ 平成 23 年度 短取研取り纏めについて ・ 来年度の短取研運営について

II. 平成 23 年度の主要な検討事項

平成 23 年度は、次世代 RTGS 第 2 期対応の稼働開始が予定されていたことから、上期を中心に第 2 期対応に向けた総合運転試験実施等の課題に重点的に取り組んだ。

短期金融市場の機能向上については、債券のフェイル慣行の定着、国債の決済期間の短縮化、コール取引の手形レス化等の前年度からの継続議題の検討を進めつつ、新日銀ネットへの対応、短期金融市場に関する BCP への取組み等の新たな議題の検討に着手した。

また、市場運営に関する日本銀行への要望事項については、例年通り、取り纏めを実施し、日本銀行宛提出を行った。

1. 次世代 RTGS 第 2 期対応について

次世代 RTGS 第 2 期対応（1 件 1 億円以上の大口内国為替取引の RTGS 化）については、平成 23 年 7 月 18 日、9 月 19 日に総合運転試験を実施の上で平成 23 年 11 月 14 日に当初予定通り、稼働が開始された。

平成 23 年度短取研では、市場取引に係る総合運転試験の準備（実施手順書の作成と試験参加者への周知）、試験結果の評価、次世代 RTGS 第 2 期対応稼働開始を踏まえた市場慣行の改訂等を行った。

(1) 次世代 RTGS 第 2 期対応 総合運転試験への対応

① 事前準備及び試験当日の対応

短取研では、平成 23 年 7 月 18 日及び 9 月 19 日の総合運転試験に先立ち市場取引に係る総合運転試験の実施手順書（資料 1）を作成の上、実施手順書の周知、照会への対応等を実施。

試験当日には日本銀行等、関係機関と連携の上、市場取引に関する試験の進捗フォロー、試験参加者からの照会対応等を実施。

② 試験結果アンケートの実施及び市場取引に関する評価書の作成

総合運転試験の実施後、試験参加者宛てに試験結果について、「実施手順書に沿ったテストが実施できたか」等の観点からアンケートを実施。

併せて、上記のアンケート結果等を参考に、市場取引に関する試験結果の評価書を作成し、日本銀行へ提出（資料 2-1、2-2）。

(2) 「次世代 RTGS における市場慣行（平成 21 年 2 月版）」の改訂

次世代 RTGS 第 2 期対応の稼働開始を受けて、「次世代 RTGS における市場慣行（平成 21 年 2 月版）」の改訂に関するアンケートを実施した上で所要の修正を実施し、「次世代 RTGS における市場慣行（平成 24 年 3 月版）」として、取り纏めを行った（資料 3）。

2. 短期金融市場の機能向上について

平成 23 年度短取研では、前年度に続き、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」（以下、フェイル慣行 WG）、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（以下、決済期間短縮化 WG）における検討について、短期金融市場の機能向上に資するものとしてその目的・意義を共有し、WG への参加や意見提出、検討支援等に取り組んだ。

また、短取研固有の議題として、平成 13 年度から断続的に検討を行ってきた「手形レスで行うコール取引」に加えて、「新日銀ネットへの対応」、「短期金融市場に関する BCP への取組み」といった新たな議題への検討にも着手した。

(1) フェイル慣行 WG について

平成 23 年度、フェイル慣行 WG については、フェイル慣行の定着状況フォロー、フェイルの抑制策やカットオフタイム等の見直し要否の確認を行う為、第 2 回フォローアップ会合が開催された（平成 23 年 11 月）。

短取研からは、前年度に続き、幹事がフォローアップ会合へ出席。この会合にて「フェイル慣行が定着していること」、「現時点で追加的な見直しが必要ないこと」を WG メンバー間で確認し、WG としての取組みを終了した。

尚、WG での検討内容（最終報告書）については日本証券業協会 HP ご参照。

<http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/bosyu/files/10042103.pdf>

(2) 決済期間短縮化 WG について

平成 23 年度、決済期間短縮化 WG では、平成 22 年 12 月に公表した中間報告書の内容に沿って、アウトライイト T+2 化の実施に向けた実務の詳細検討とアウトライイト T+1 化の実現に向けた検討等を行い、検討結果を最終報告書として公表（平成 23 年 11 月）。最終報告書には以下の内容等が盛り込まれた。

【決済期間短縮化 WG 最終報告書の記載内容（一部要約）】

- ◇ アウトライイト T+2 化は、平成 24 年 4 月 23 日約定分から実施する。
- ◇ まずは、アウトライイト T+2 化を円滑に実施できるよう、準備作業をフォローしていく必要がある。また、平成 24 年 4 月から半年程度は、アウトライイト T+2 化の実施状況のフォローアップを優先的に行うことが適当である。
- ◇ アウトライイト T+1 化は、平成 29 年以降速やかに実現させることを目標とし、平成 24 年度下期に検討を再開する。

短取研からは、前年度に続き、幹事が WG へ出席。短取研会合にて最終報告書の作成に関する情報展開、意見照会等を行い、WG に対する意見書提出等を行った。

尚、WG での検討内容（最終報告書）については日本証券業協会 HP ご参照。

http://market.jsda.or.jp/shiraberu/saiken/kessai/jgb_kentou/files/syousai.pdf

(3) 手形レスで行うコール取引について

平成 22 年度、金融法委員会から手形レスで行うコール取引について明瞭な法的解釈が示されたことを受けて、短取研では法的解釈の周知と手形レス移行促進に取り組んだ。

平成 23 年度には手形レス取引の市場慣行としての定着状況を確認するため、アンケートを実施（平成 23 年 10 月）。アンケートの結果、手形レス取引は市場慣行として定着しつつあり、移行していない市場参加者については個社事情が原因であると認識が共有されたことから翌 11 月に以下のとおり、短取研としての今後の取組み方針を取り纏めた。

【今後の取組み方針】

- ◇ 現時点で短取研として手形レス移行に向けた追加的な対応は行わない。
- ◇ 平成 24 年度中を目処に、再度、手形レスへの移行状況を調査した上で、短取研として本議題の終了を判断する。

(4) 新日銀ネットへの対応について

平成 23 年 9 月に日本銀行より新日銀ネットの機能・仕様の詳細が公表されたことを受けて現時点で想定される短取研としてのタスク・スケジュールを幹事より提示（資料 4）。具体的な検討は平成 24 年度より開始予定。

(5) 短期金融市場に関する BCP への取組みについて

短期金融市場に関する BCP については、短取研としても主体的に取組み、市場参加者間で問題意識の醸成を図るべく検討を進めていくとの幹事方針の下、幹事より短期金融市場に関する BCP への「現状認識と基本的な考え方」及び「取組みの方向性」を説明の上、アンケートを実施（平成 24 年 1 月）。翌 2 月、アンケート結果を踏まえて、以下のとおり、短取研としての取組み方針を取り纏めた（資料 5-1、5-2、5-3）。具体的な検討は平成 24 年度より開始予定。

【短期金融市場に関する BCP への取組み方針】

- ◇ 大規模災害やシステム障害発生時の行動指針策定と周知
 - ▶ 平成 15 年度に当研究会で取り纏めた「災害時の短期金融市場における行動指針」の改訂を行い、市場参加者への周知を行う。
- ◇ ストリートワイド訓練の実施に向けた検討
 - ▶ 関係機関等と十分に意見集約・調整を行い、費用対効果を吟味した上で実施の可否及び実施方法を検討していく。

3. 市場運営に関する日本銀行への要望事項取り纏めについて

平成 23 年度においても、市場運営に関する日本銀行への要望事項に関して短取研メンバー等へのアンケート調査を実施した上で参加者の意見を集約し、市場取引の活性化に資する以下の 3 テーマ 6 項目についての要望書を 10 月 7 日に日本銀行に提出した（資料 6）。その後、12 月に同行より回答を受けた。

(1) 情報提供

- ① 諸規程等のオンライン対応
- ② 申請書類等のオンライン対応
- ③ 「借入金残高証明願」における残高の合算化

(2) 日銀ネット関連

- ① BCP の実効性強化に向けた日銀ネット権限者カードの運用方法変更等について
- ② 日銀ネットの検証印字画面において同一の検証 ID で指定できる件数の増加

(3) その他

- ① 日銀総裁記者会見のライブ放映

4. その他

(1) 有担保コール国債掛目見直し

平成 24 年 3 月に定例の国債担保掛目見直しを実施した。掛目については、分析の結果、現行の掛目を変更しないとした幹事案が了承された（資料 7-1、7-2）。

平成 22 年度に中長期的な課題と整理した①残存期間別の掛目の導入、②時価をベースとした担保差入については、国債の決済期間短縮化に関する議論を踏まえて、平成 24 年度以降、研究開始を検討することとした。

(2) 投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧

「投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧」について、平成 24 年 3 月に最新版への更新を行った（資料 8）。

本コードは、投信会社から資産管理系信託銀行経由で資金を出すコール取引の返金時における識別推進のため、日銀ネットの備考欄に入力するコードであり、各社の決済事務担当のバック部門等への還元・周知を行った。

以 上

Ⅲ. 付属資料

資料1

市場取引編

平成23年5月

次世代RTGS第2期対応総合運転試験 (運用確認試験)

実施手順書

(市場取引編)

短期金融市場取引活性化研究会

目次

1. 序 P. 2
 - (1) 次世代RTGS第2期対応総合運転試験（運用確認試験）、及び本手順書について P. 2
 - (2) 運用確認試験の概要 P. 2

2. 日銀ネットの環境、及びそれを踏まえた試験内容の概略 P. 3
 - (1) 日銀ネットの環境、及び運用確認試験における想定日 P. 3
 - (2) 利用可能な業務、及び「必須・任意」区分 P. 4
 - (3) タイムスケジュール、システム運用時刻、及び試験データの送信時刻の読み替え P. 5

3. 試験内容の詳細、及び留意点 P. 7
 - (1) 当座勘定（同時決済口）で決済を行うデータ P. 7
 - (2) 当座勘定（通常口）から当座勘定（同時決済口）への流動性投入 P. 7
 - (3) 当座勘定（通常口）、国債及び担保の初期残高 P. 8
 - (4) 決済受託金融機関、及び受託信託銀行の決済 P. 8
 - (5) 不参加者への送金 P. 8
 - (6) 照会機能の利用 P. 8
 - (7) 参加・不参加の変更可否 P. 8

4. 当座勘定（同時決済口）へ投入する金額 P. 9
 - (1) 次世代RTGS第2期対応後における当座勘定（同時決済口）の残高の考え方 P. 9
 - (2) テスト日における流動性投入スケジュールのイメージ P. 9
 - (3) 必要な流動性の考え方について P. 11

1. 序

(1) 次世代RTGS第2期対応総合運転試験（運用確認試験）、及び本手順書について

運用確認試験は、市場参加者等が企画する内容に沿って、第2期対応後の当座勘定（同時決済口）の決済環境に応じた所要資金の準備や決済の進捗管理等にかかる運用実務の確認・習熟を図ることを目的に行う試験である。

本手順書は、運用確認試験のうち、大口内為取引及び外為円決済取引を除く、短期金融市場取引等についての試験内容を、短期金融市場取引活性化研究会（以下、「短取研」という）にて検討を行った上で取り纏めたものであり、各市場参加者が上記の目的に照らした試験が円滑に実施できることを主目的として作成した。

当座勘定（同時決済口）開設先は、本手順書に沿って試験を行うことが望まれる。

(2) 運用確認試験の概要

当座勘定（同時決済口）開設先は、運用確認試験において、月末日（内為専用時間帯の設定日/2011年3月31日）及び通常日（2011年7月20日）を想定した1日の事務フローを実際に行い以下の項目等を確認する。

- ・ 内為専用時間帯の運用
- ・ 新しい決済ルールに基づく大口内為取引の実務運用
- ・ 大口内為取引が当座勘定（同時決済口）取引として追加されることに伴う所要流動性や決済の進捗管理
- ・ 内国為替制度に関する事務を遂行する部署と日銀ネット利用部署間の連携等

2. 日銀ネットの環境、及びそれを踏まえた試験内容の概略

(1) 日銀ネットの環境、及び運用確認試験における想定日

運用確認試験において提供される日銀ネットの環境（システム運用日付、日銀当座勘定・国債等の初期残高）、及び市場参加者が運用確認試験において取引データとして利用する実取引データの参照日（以下、「想定日」という）は以下の通り。

	実施日	システム運用日付	想定日	日銀当座勘定(通常口)の初期残高(注3)	国債・担保残高
第1回	7月18日(月、祝日)	3月31日(木)	3月31日(木)	3月28日(月)の業務開始時をベースとした残高(注1) +10兆円(注2)	3月28日(月)の業務開始時をベースとした残高(注1)
第2回	9月19日(月、祝日)	7月20日(水)	7月20日(水)	7月14日(木)の業務開始時をベースとした残高(注1) +10兆円(注2)	7月14日(木)の業務開始時をベースとした残高(注1)
予備	10月16日(日)	未定	未定	未定	未定

(注1) ベースとなる残高に対して、システム運用日付までの日廻し処理を行った後、必要に応じて増額処理を行った残高。例えば、日廻し期間に元利金支払い日とする国債が存在していた場合等に、当座勘定残高や国債残高が変更されることになる。

(注2) オンライン業務開始(または内為専用時間帯の開始)後、全当座勘定(通常口)に対し入金される。

(注3) 残高を自行システムと一致させる必要がある場合には、日銀ネットの各種照会機能を利用して把握する必要がある。

(2) 利用可能な業務、及び「必須・任意」区分

運用確認試験において利用可能な業務、及び、決済の必須・任意の別は以下の通り。

業務種別	利用可否	必須・任意の別
当座勘定（同時決済口）	○	必須 想定日の「実取引データ」全てを決済する。
当座勘定（通常口）	○	任意 決済を希望する参加者は、相手方を自ら探した上で、試験内容について調整を行い、合意した件別のみを決済する。
日銀ネット国債系 （同時担保受払時決済口を含む）	○	任意 決済を希望する参加者は、相手方を自ら探した上で、試験内容について調整を行い、合意した件別のみを決済する。
集中決済処理 対政府取引 振替社債等DVP 対日銀取引（国債の担保受払を除く）	×	×
日本国債清算機関 日本証券クリアリング機構 ほふりクリアリング 証券保管振替機構 短資会社	×	×

(3) タイムスケジュール、システム運用時刻、及び試験データの送信時刻の読み替え

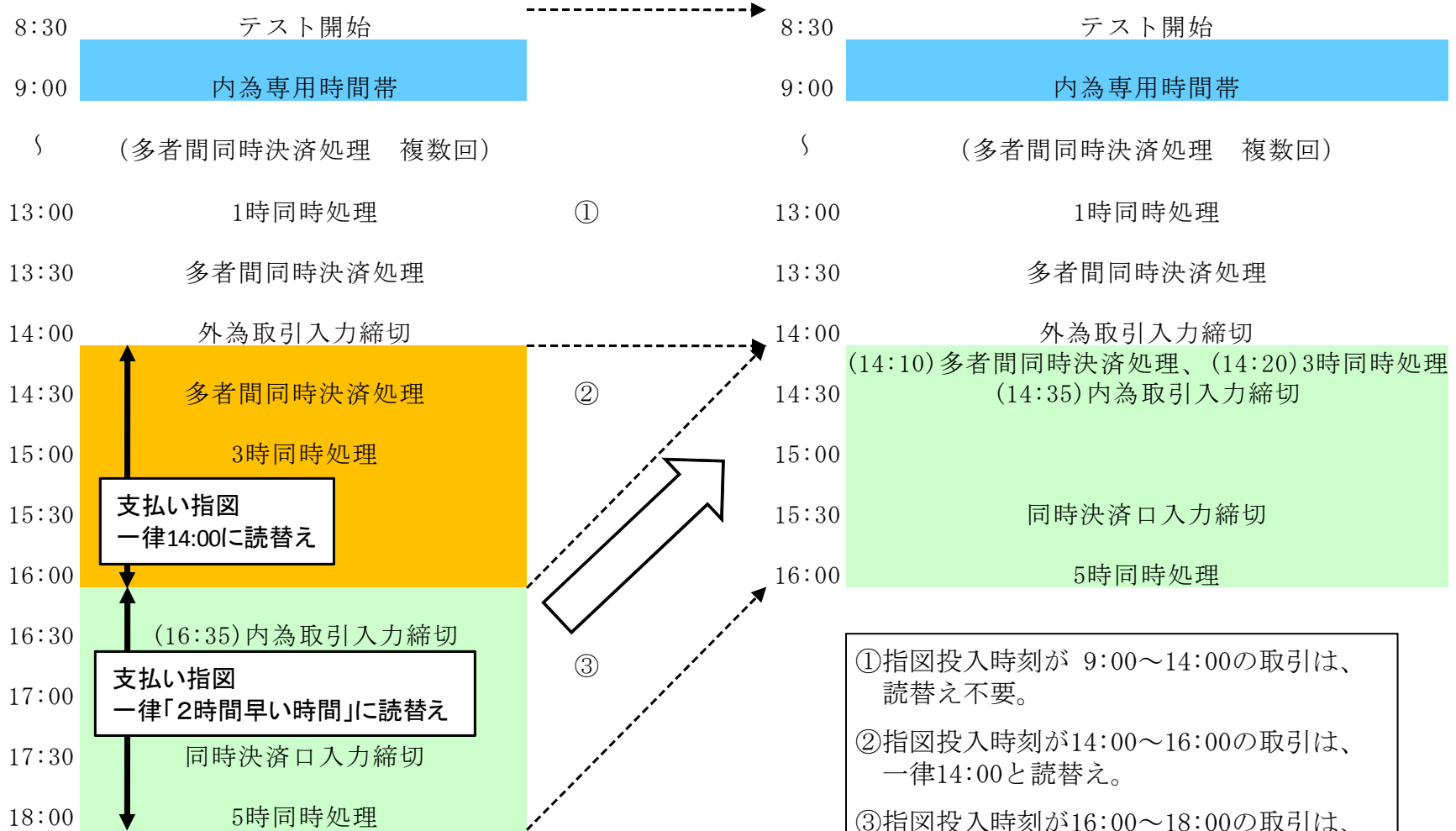
①<運用確認試験第1回目 7月18日(月・祝)>想定日が月末日(3月31日(木))の場合

第2期対応後

運用確認試験 第1回目

中継端末開局/イニシャル処理(CPU接続先)

中継端末開局/イニシャル処理(CPU接続先)



(注) 9:00~13:00における多者間同時決済処理は、10:30、11:30、12:30に実施。

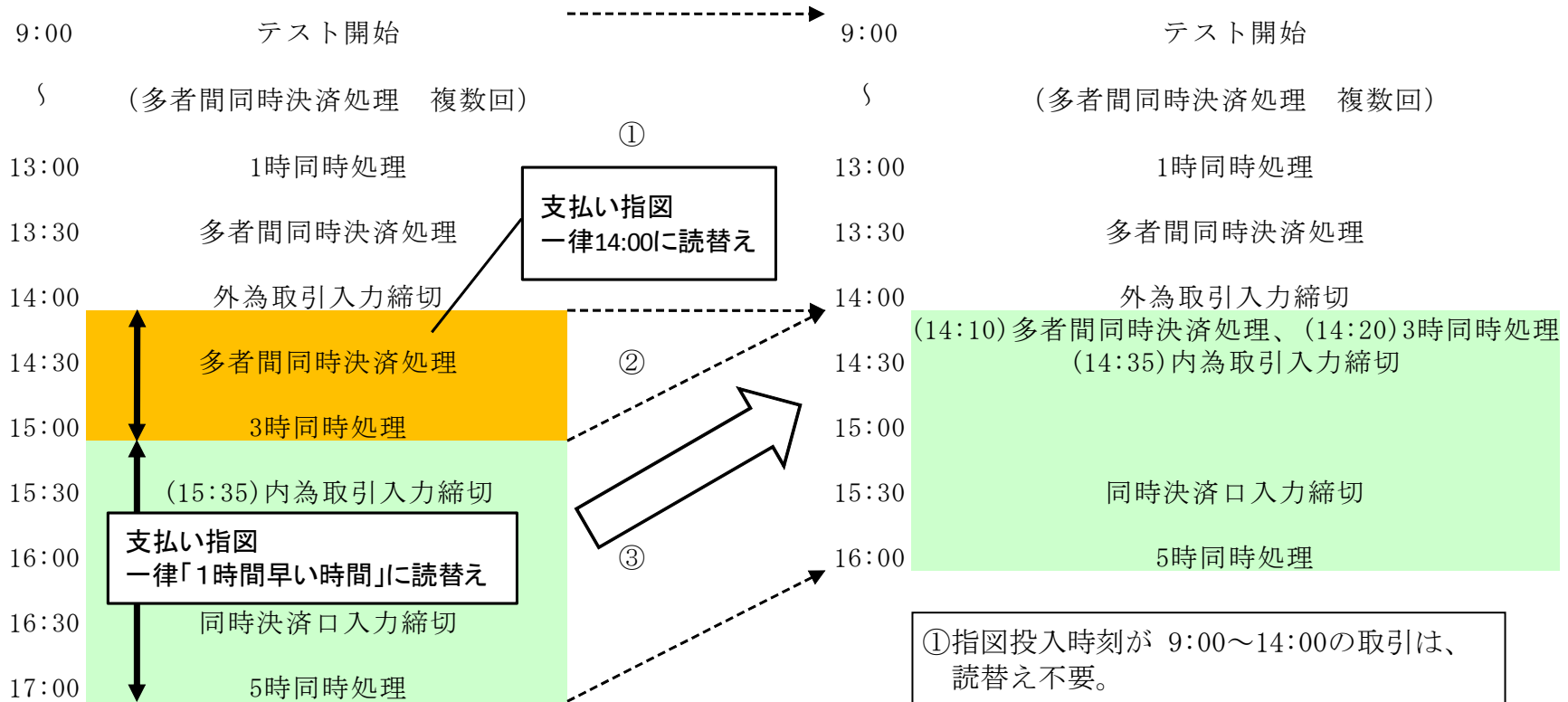
②<運用確認試験第2回目 9月19日(月・祝)>想定日が通常日(7月20日(水))の場合

第2期対応後

運用確認試験 第2回目

中継端末開局/イニシャル処理(CPU接続先)

中継端末開局/イニシャル処理(CPU接続先)



- ①指図投入時刻が 9:00~14:00の取引は、読替え不要。
- ②指図投入時刻が14:00~15:00の取引は、一律14:00と読替え。
- ③指図投入時刻が15:00~17:00の取引は、一律「1時間早い時間」に読替え。

(注) 9:00~13:00における多者間同時決済処理は、10:30、11:30、12:30に実施。

3. 試験内容の詳細、及び留意点

(1) 当座勘定（同時決済口）で決済を行うデータ

- ①想定日に当座勘定（同時決済口）で決済された「実取引データ」を利用することを基本とする。
取引データは運用確認試験においても、全て決済するものとする。
- ②個々の取引データの投入時刻及び決済完了時刻は、想定日において実際に行われた時刻から可能な限り変更しないものとする。
ただし、市場慣行において許容される範囲であれば、想定日において行われた実際の投入時刻及び決済完了時刻から乖離することを許容する。
- ③相手方との事前の合意なく、取引データの変更（金額や件数の変更（取引データの間引きや仮想取引の実施などを含む）や取引データの投入時刻の大幅な変更など）は行なわない。
ただし、希望先同士が各自調整のうえ、予め合意した仮想データを利用することは妨げない。例えば、以下のケースでは、取引データの「金額・件数」を変更することが考えられる。
 - ・想定日に取引データが1件も無い場合
 - ・想定日の取引データが、次世代RTGS第2期対応後に想定される取引量・金額と比較して著しく異なると考えられる場合取引データの変更を希望する参加者は、取引相手に対し、原則として、試験実施日の1ヶ月前までに連絡し、調整を行うものとする（上記期限を原則とするが、事前の調整が完了しない場合においても最終的には試験実施日当日までに当事者間で合意すれば、試験における決済を行うことは許容する）。

(2) 当座勘定（通常口）から当座勘定（同時決済口）への流動性投入

所要流動性量や市場慣行等を踏まえた次世代RTGS第2期対応後の決済実務の運用を想定しつつ、適切な金額とタイミングで行う扱いとする（「4. 当座勘定（同時決済口）へ投入する金額」参照）。

(3) 当座勘定（通常口）、国債および担保の初期残高

試験実施日の当座勘定（通常口）、国債および担保の初期残高は「想定日」の初期残高と必ずしも一致しないほか、当座勘定（通常口）には試験開始直後に一律10兆円が入金される。このため以下の点に注意する必要がある。

- ・ 自社システムの残高を日銀ネットと同一にする必要がある場合は、日銀ネットの各種照会機能を利用して残高を把握する必要がある。
- ・ 想定日と同一の国債決済は必ずしも行えるとは限らない（国債残高不足となる場合がある）。
- ・ 担保残高が想定日より少ない可能性があるが、当座勘定（通常口）の残高は十分に確保されている。

(4) 決済受託金融機関、及び受託信託銀行の決済

- ① 決済受託金融機関及び受託信託銀行は、決済委託者または投信委託会社が試験実施日当日に参加するか否かに関わらず、想定日の実取引データに基づいた決済を行う。
- ② 決済受託者及び受託信託銀行は、決済委託者または投信委託会社からの要望に応じて、試験実施日当日に日銀当座勘定決済指図にかかる決済データを授受できる環境を提供する。

(5) 不参加者への送金

各試験実施日における不参加者への送金を行うか否かは任意とする。なお、不参加者へ送金を行っても日銀ネットでは正常に処理される（エラーとならない）。

(6) 照会機能の利用

第2期対応後、照会機能の利用を予定している参加先は、想定している実運用のとおり照会取引を実施し、当座勘定（同時決済口）残高や取引の決済状況が把握できることを確認する。

(7) 参加・不参加の変更可否

日本銀行から参加者リストが開示された後は、各参加者が試験の準備を開始することから、真に止むを得ない場合を除き、参加・不参加の変更を行わないものとする。

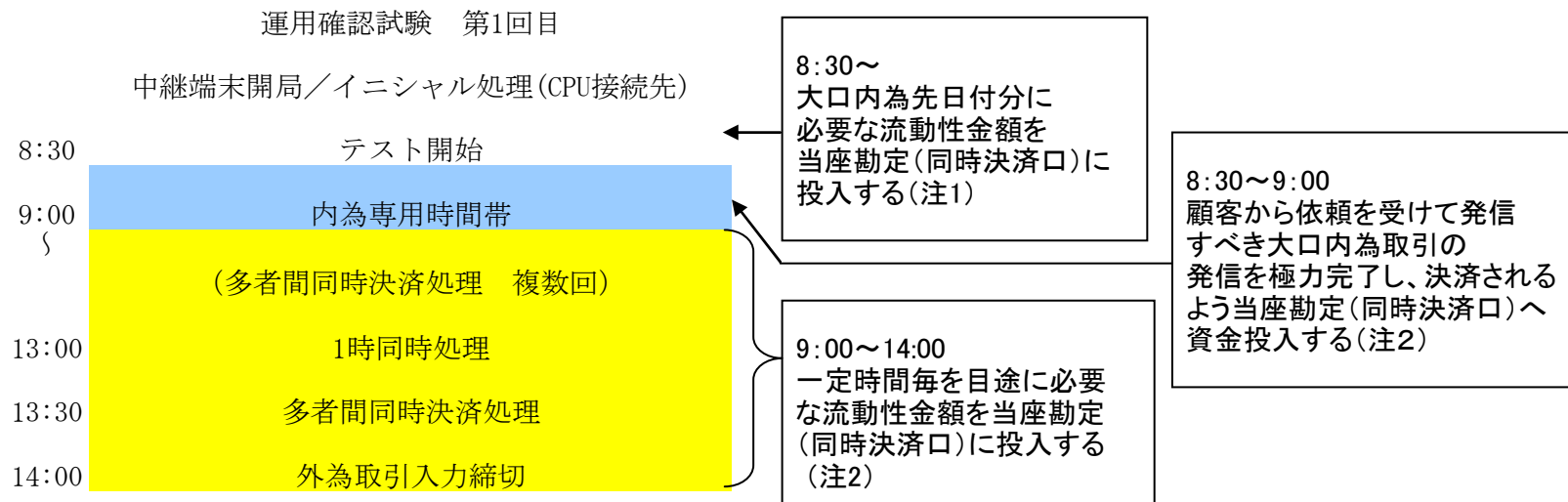
4. 当座勘定（同時決済口）へ投入する金額

（1）次世代TRGS第2期対応後における当座勘定（同時決済口）の残高の考え方

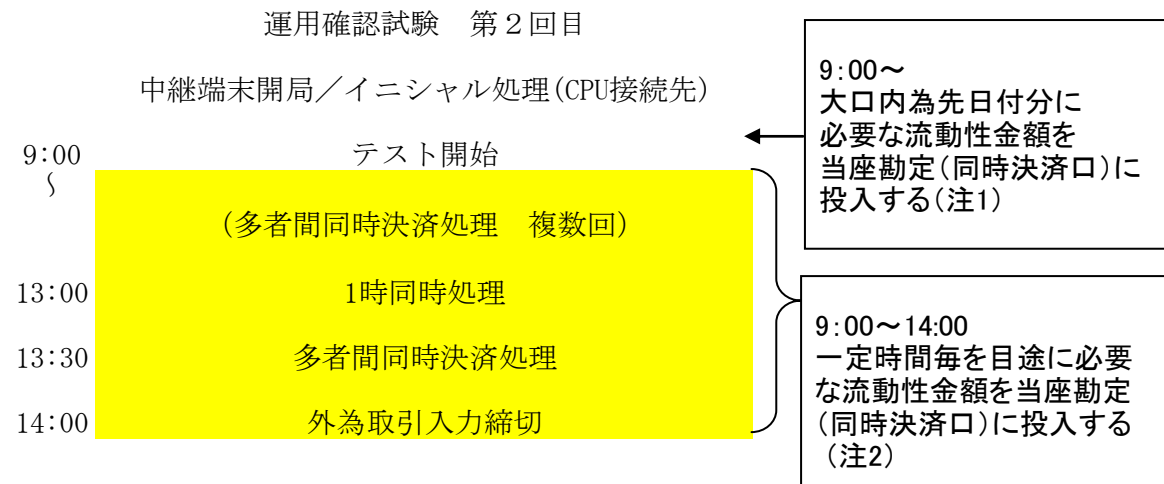
- ①大口内為取引の先日付分の決済尻額などを予め把握しておき、日銀ネット開局直後に、必要な流動性金額（「（3）必要な流動性金額の考え方について」参照）を当座勘定（通常口）から当座勘定（同時決済口）に投入する。
- ②開局後は一定時間毎（例えば1時間毎）を目途に、または決済の進捗に応じて随時、当座勘定（同時決済口）の資金尻額を把握し、必要な流動性金額を当座勘定（通常口）から当座勘定（同時決済口）に投入する。

（2）テスト日における流動性投入スケジュールのイメージ

- ①<運用確認試験第1回目 7月18日（月・祝）>想定日が月末日（3月31日（木））の場合



②<運用確認試験第2回目 9月19日(月・祝)>想定日が通常日(7月20日(水))の場合



(注1) 全銀センターから日銀ネットに対する大口内為取引に関する振込依頼の送信は、日銀ネット開局後5分後に開始される(月末日は8:35、通常日は9:05)。この5分間に、内為制度の清算参加者は、自行を振替依頼人とする振替依頼が日銀ネットに送信されるよりも前に、当座勘定(通常口)から当座勘定(同時決済口)に資金を振替えることが可能となる。

(注2) 平成23年2月短取研 資料1:『大口内為取引の支払指図の送信ならびに資金決済に関する申合せ 全国銀行資金決済ネットワーク』より

大口内為取引の仕向銀行は、その処理の特性(取引が日銀ネット待機状態の間、当該為替通知は被仕向銀行に通知されずに全銀センターに保留される)、および内国為替制度の「標準送達時間」(1時間以内)の趣旨ならびに顧客利便の観点を踏まえて、大口内為取引の円滑な為替交換ならびに決済を図るべく、為替指図の速やかな発信ならびに同時決済口への適切な資金投入を行うこととする。

特に内国為替取引のピーク日である月末日は、仕向銀行は、内為専用時間帯が終了する午前9時までの間に、それまでに顧客から依頼を受けて発信すべき大口内為取引の発信を極力完了するとともに、そのほとんどが、決済されるよう、同時決済口への適切な資金投入を行うこととする。

(3) 必要な流動性の考え方について

『次世代RTGSにおける市場慣行＜平成21年2月版＞短期金融市場取引活性化研究会』では、「RTGSの下での決済の円滑な進捗を図る（＝未決済残高の積み上がりによる決済の進捗遅延を回避する）とともに、システムの安定運行確保の観点からも、指図投入前（典型的には始業時）には、必要な流動性を予め用意しておく（「当座勘定（通常口）」から「当座勘定（同時決済口）」に所要の流動性を振替えておく）ことが適当」としている。

「予め用意しておく『必要な流動性』とは」

①各参加者において「最低限必要」な流動性額

（＝当該金額を用意しない場合に決済時限遅延・債務不履行となる可能性がある流動性額）

②各参加者が準備しておくことが望ましい流動性額

（＝市場全体での資金決済が円滑に進捗するのに十分な流動性）

等、捉え方によって相当な幅が考えられ、運用確認試験（その準備に含めた事前検討を含む）や第2期対応後の決済状況等を通して市場全体として模索することが必要。

上記①「各参加者において最低限必要な流動性額」とは、

例えば、月末日の大口内為取引について、『大口内為取引の支払指図の送信ならびに資金決済に関する申合せ』に従い、内為専用時間帯が終了する午前9時までの間に、それまでに顧客から依頼を受けて発信すべき大口内為取引の発信を極力完了するとともに、そのほとんどが、決済されるようにするためには、最低でも「大口内為取引の先日付取引分の決済尻額」を投入することがベースとなる。

さらに「決済日当日の午前9時までの決済尻額」の影響を考慮した金額を、適宜、日銀ネット開局直後に自己勘定間振替により当座勘定（通常口）から当座勘定（同時決済口）へ振り替える必要がある。

加えて、上記の金額のみを当座勘定（同時決済口）に投入した場合は、決済未了となる可能性が高く、決済時限遵守のためには、これに加えて「同時決済を進捗させるためのバッファ」の投入も必要となり、上記の額に「バッファ」を加えたものが、「最低限必要な流動性額」と考えられる。

また、平常日や月末日の午前9時以降では、大口内為取引に加え、市場取引や外為円取引の決済に求められる決済時限等を考慮の上で、適宜、日中に追加で当座勘定（同時決済口）に資金を振り替える対応が必要となる。

次世代 RTGS 第 2 期対応 第 1 回総合運転試験（7 月 18 日実施） 市場取引に関する評価について

1. 評価

(1) 評価

市場取引に関しては、短期金融市場取引活性化研究会（以下、当研究会）が実施したアンケート調査および運用確認試験第 1 回結果報告書の集計結果より、第 2 期対応後の決済環境において、概ね参加者が現行の市場慣行に基いて取引データの投入および決済を行えたことを確認いたしました。

また、本試験の内容および「実施手順書（市場取引編）」については、「第 2 期対応後の当座勘定（同時決済口）の決済環境に応じた所要資金の準備や決済の進捗管理等にかかる運用実務の確認・習熟を図る」という本試験の目的に照らして概ね妥当であったと評価いたします。

(2) 個別のアンケート結果

アンケート提出先の 95%以上から、「実施手順書（市場取引編）」に沿ったテストができたとの回答を頂きました。一部の参加者からは、大口内為に関する実取引データのうち、被仕向分の受信が一部未了となった、内為専用時間帯に決済すべき大口内為取引の決済が 9 時以降に遅延した、などにより「実施手順書（市場取引編）」に沿った試験が実施できなかった、との回答も頂きました。

2. 次回総合運転試験の検討課題等

一部の参加者が実施手順書（市場取引編）と異なる対応を行ったと見られることから、次回総合運転試験に向けて、実施手順書（市場取引編）を再度、周知徹底する必要があると認識しております。

3. 本番稼働に向けての検討課題等

今回の総合運転試験では、一部の参加者より、大口内為取引にかかる「月末日の早期化ルール」を遵守できなかったとの回答を頂きました。これについては、本番稼働に向けて、原因の分析、並びにそれを踏まえた当該ルールの取扱い等について参加者間で認識の共有を図ると同時に当研究会として必要な対応を検討していく予定です。

以上

<照会先>

短期金融市場取引活性化研究会幹事（三菱東京 UFJ 銀行）川久保康 03-6268-1652

平成 23 年 10 月 4 日
短期金融市場取引活性化研究会

次世代 RTGS 第 2 期対応 第 2 回総合運転試験（9 月 19 日実施） 市場取引に関する評価について

1. 評価

(1) 評価

市場取引に関しては、短期金融市場取引活性化研究会（以下、当研究会）が実施したアンケート調査および「運用確認試験第 2 回における決済データの集計結果」より、第 2 期対応後の決済環境において、参加者が現行の市場慣行に基いて取引データの投入および決済を行えたことを確認いたしました。

(2) 個別のアンケート結果

一部の参加者より決済の遅延・未決済が発生したとの回答を頂きました。ただし、いずれも投入データ不備、作業手順相違等を要因とするものであり、試験そのものの問題点を指摘するご意見はありませんでした。

2. 本番稼働に向けて

当研究会としましては、第 1 回および第 2 回総合運転試験を通じて、本番稼働に向けた準備が整ったものと考えています。

なお、第 1 回総合運転試験終了後の評価において、大口内為取引にかかる「月末日の早期化ルール」の取扱等について参加者間で認識の共有を図ることとしていた事項については、全国銀行資金決済ネットワークによる検討結果・評価を踏まえて、市場参加者への周知を図って参りたいと考えております。

以上

<照会先>

短期金融市場取引活性化研究会幹事（三菱東京 UFJ 銀行）川久保 康 03-6268-1652

次世代 RTGS における市場慣行

<平成 24 年 3 月版>

目次

I. はじめに	2
II. 基本的な考え方	2
III. 次世代RTGS後の市場取引に関する慣行	3
1. 「当座勘定（同時決済口）」を決済口座として利用する取引	3
(1) 市場取引	3
(2) 市場取引以外の取引	3
2. コール取引に関する慣行	3
(1) 返金先行	3
(2) 約定後1時間以内のスタート資金決済	4
(3) 返金を前提とした資金放出の取扱い	4
(4) 支払指図取消の取扱い	4
(5) 決済口座種類相違時の取扱い	4
(6) 「優先」指定の取扱い	4
(7) コール取引における「当座勘定（同時決済口）」の利用時間	5
(8) 同時決済口利用終了時刻に遅延した支払指図の取扱い	5
(9) 資金決済時刻等の確認	5
(10) 利用する決済口座種類の特定	5
(11) 決済口座種類特定について利用時間延長日の取扱い	6
3. NCD取引に関する慣行	6
(1) 決済時間	6
(2) 支払指図取消の取扱い	6
(3) 決済口座種類相違時の取扱い	6
4. コール取引以外について共通の慣行	6
(1) 「優先」指定の取扱い	6

I. はじめに

- 日銀当預決済について、平成 13 年 1 月にそれまでの時点ネット決済から R T G S に全面移行した。その後、日本銀行は、わが国の大口資金決済全体の安全性、効率性の一段の向上を狙いとした「次世代 R T G S」プロジェクトを進め、平成 20 年 10 月には、第 1 期対応（流動性節約機能の導入と外為円決済取引の完全 R T G S 化）、平成 23 年 11 月には、第 2 期対応（大口内為取引の R T G S 化）がリリースされた。
- 本研究会においては、従来の R T G S 下のコール取引、電子 C P、N C D 等の市場慣行の取り纏めに引き続き、次世代 R T G S 後における市場慣行についても検討を行い、平成 19 年 3 月に、「次世代 R T G S 後の市場慣行<暫定版>」、平成 20 年 3 月に、「次世代 R T G S 後の市場慣行<平成 20 年 3 月版>」、平成 21 年 2 月に、「次世代 R T G S における市場慣行<平成 21 年 2 月版>」の取り纏めを行った。
- 今般、平成 23 年 11 月にリリースされた、次世代 R T G S（第 2 期対応）後の取引、資金決済状況等を踏まえ、「次世代 R T G S における市場慣行<平成 21 年 2 月版>」の内容について、一部改訂を実施し、「次世代 R T G S における市場慣行<平成 24 年 3 月版>」として、取り纏めを行ったものである。
- また、本稿は、次世代 R T G S 下における標準的な取引仕法を纏めたものであり、当事者間の合意に基づく本稿記載取引仕法以外での取引や市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

II. 基本的な考え方

- 「当座勘定（同時決済口）」の流動性節約機能を効果的に活用するには、広範な参加者が「当座勘定（同時決済口）」を通じて、市場取引を含めた幅広い大口資金の決済を行なうことが望ましい。
- 「当座勘定（同時決済口）」で決済する市場取引、外為円決済取引および大口内為取引の中で、市場取引は 1 件当たりの金額が比較的大きく、また決済時限についての当事者間の取り決め等があるケースも多いことから、市場取引を迅速且つ優先的に決済することが望ましい。
- R T G S の下での決済の円滑な進捗を図る（＝未決済残高の積み上がりによる決済の進捗遅延を回避する）とともに、システムの安定運行確保の観点からも、指図投入前（典型的には始業時）には、必要な流動性を予め用意しておく（「当座勘定（通常口）(*1)」から「当座勘定（同時決済口）」に所要の流動性を振替えておく）ことが適当。

(*1)正式には単に「当座勘定」であるが、混同を防ぐため、「通常口」と呼称する。

Ⅲ. 次世代RTGS後の市場取引に関する慣行

1. 「当座勘定（同時決済口）」を決済口座として利用する取引

（1）市場取引

後掲「当座勘定（通常口）、或いは、当座勘定（同時担保受払時決済口）で決済する取引」に該当しない市場取引(*2)については、原則、「当座勘定（同時決済口）」にて決済する。

(*2)具体的には、コール取引（無担保コール、有担保コール、日中コール）、NCD取引、証券決済に関連するDVP以外の資金決済（短期社債（非DVP）、一般債券（非DVP）、貸借マージンコール、ペアオフネットティング資金尻、店頭オプション取引プレミアム等）など。

（2）市場取引以外の取引

市場取引以外の取引(*3)の決済についても、可能な限り「当座勘定（同時決済口）」にて決済することが望ましい。

(*3)本研究会の検討の対象範囲を越えている可能性があるが、最終的には資金繰り運営や短期金融市場取引に影響が及ぶことに鑑み、考え方を示すもの。

「当座勘定（通常口）」、或いは、「当座勘定（同時担保受払時決済口）」で決済する取引

- ・ 日本銀行、政府が相手方となる資金取引（現金の受払、金融市場調節に関する資金取引、国債の発行にかかる資金の払込、国庫金の受払、日本銀行から預り金勘定の開設を受けている外国中央銀行等にかかる資金取引等）
- ・ 手形交換所、全銀システム（内為取引の小口分）、東京金融取引所の受払尻
- ・ 逆引取引
- ・ 国債DVP代金（国債DVP同時担保受払機能の利用の有無に関わらない）
- ・ 振替社債等（一般債、電子CP、投信）DVP代金
- ・ ほふりクリアリング、日本国債清算機関、日本証券クリアリング機構にかかる資金取引

2. コール取引に関する慣行

（1）返金先行

①資金の取り手は午前9時以降直ちに可能な限りの返金（支払）を行い、遅くとも午前10時までに返金(*4)する。左記を可能とするため、支払指図の投入は午前9時以降直ちに可能な限り行なう。

(*4)本慣行での決済時刻は、遅くとも決済が完了する時刻（資金受取側に着金済みとなる時限）のこと。以下同様。

(2) 約定後1時間以内のスタート資金決済

- ①資金の出し手は、当日物取引の場合、約定から決済まで1時間以内にかつ速やかに行うこととする。
- ②先日付物については、資金の出し手は資金決済を午前10時までかつ速やかに行うこととする。
- ③上記①②を可能とするため、支払指図の投入は後掲「(3) 返金を前提とした資金放出の取扱い」を除き、決済時刻までの間に可能な限り速やかに行なう。

(3) 返金を前提とした資金放出の取扱い

- ①市場取引について可能な限り速やかに指図投入を行なうという原則の下で、返金を前提とした資金放出については、着金に代えて、待ち行列に返金の指図が待機した段階で指図投入する取扱いとする。待ち行列に待機することなく、即座に着金した場合は、着金後速やかに指図投入を行なう。

(4) 支払指図取消の取扱い

- ①正しく投入された支払指図については取り消さない。
- ②待ち行列に待機する支払指図取消時には、資金受取側に連絡をする。但し、待ち行列への待機という状況に鑑み、相手先への連絡は取消の実行と同時並行的に行なうことを妨げない。尚、待機指図が取り消された場合には、仕向先、被仕向先に対しその旨通知される。

(5) 決済口座種類相違時の取扱い

- ①決済口座種類の指図相違により「当座勘定（同時決済口）」に投入された支払指図への対応として、待ち行列待機時は前掲（4）－②の取扱いとする。
- ②上記①において着金後、或いは、同様の指図相違により「当座勘定（通常口）」に投入され着金済みとなった決済件別への対応としては、資金受取側の了承を前提として、そのまま正に着金したものとする取扱いを可能とする。
- ③決済口座種類については、約定項目・照合項目との扱いはしない。
尚、資金支払側が決済口座種類を相違して決済指図を投入し着金済みとなった場合（上記②のケース）は、「資金受取側の指定する方法」により確認を行うものとする（資金受取側の意向により確認を行わないことを含む）。

(6) 「優先」指定の取扱い

- ①できるだけ返済の優先度合いを高めるとともに、待ち行列での待機状況の確認を容易とするため、コール取引（無担保コール、有担保コール、日中コール）を「優先」指定する(*5)。

(*5) コール取引内で更なる「優先」指定対象の絞込みは行なわない。

(7) コール取引における「当座勘定（同時決済口）」の利用時間

①コール取引を決済するための「当座勘定（同時決済口）」利用時間については、日本銀行の設定する同口座利用時間と同一とする。

- 通常日 : 9時～16時30分
- 為替延長日等：繰下げられた「当座勘定（同時決済口）」の利用終了時刻迄(*6)

(*6)内国為替決済処理開始時刻が30分または60分繰下げられる場合には、「当座勘定（同時決済口）」への支払指図入力締切時刻が同幅繰下げられる（月末日等予定されていた日銀ネット延長日には、同時間スライドする形で同口座の利用可能時間も延長される）。

(8) 同時決済口利用終了時刻に遅延した支払指図の取扱い

①「当座勘定（同時決済口）」で決済する予定で約定した取引を16時30分（通常日）までに決済できなかった場合(*7)には、「当座勘定（通常口）」にて資金の受渡を行なうことになる。この場合、事前に相手方の了承を得る取扱いとする。

(*7)「当座勘定（同時決済口）」の利用終了時刻に待機指図が待ち行列に待機している場合には、当該待機指図が取り消され、自動取消済通知が送信される（自動取消処理（最終））。

また、「当座勘定（同時決済口）」利用終了時刻に、同口座に残高がある場合には、自動的に「当座勘定（通常口）」への振替が行われ、自動振替済通知が送信される（自動振替処理）。当座勘定（同時決済口）については、当座勘定（ITC口）と異なり、入力締切時刻までに必ず残高をゼロにする必要は無い。

(9) 資金決済時刻等の確認

①決済の安定性維持の観点から、約定時刻および決済時刻の確認を行う。

(10) 利用する決済口座種類の特定

①コール取引は原則「当座勘定（同時決済口）」で決済するため、約定の際にフロント担当者が「決済時刻」を確認することにより、利用する「決済口座種類」が特定される>(*8)。

②「当座勘定（同時決済口）」利用可能時間内を決済時刻とするコール取引において、例外的に「当座勘定（通常口）」を利用する場合はその旨確認する。

(*8)約定時に確認した当該取引の決済時刻が、「当座勘定（同時決済口）」の入力締切時刻（通常日：16時30分）の前後により利用口座種類が自動的に特定される取扱いとする。

尚、決済時刻を「16時30分」とした場合は、当座勘定（同時決済口）での決済となる。

◎決済時刻により特定される利用決済口座

「当座勘定（同時決済口）」	「当座勘定（通常口）」
9:00	16:30(通常日)

(11) 決済口座種類特定について利用時間延長日の取扱い

①利用時間延長日においては、利用時間延長分と同時間、同時決済口利用可能時間も延長される。通常日と同様に、約定の際フロント担当者が確認した「決済時刻」が、(延長後の)同時決済口入力締切時刻の前後により利用決済口座種類が特定される取扱いとする。

3. NCD取引に関する慣行

(1) 決済時間

①スタート日は13時から15時までに決済を行い(以下当預時間帯決済)、エンド日は手形交換所決済(12時30分即時)もしくは、当預時間帯決済にて行なう。当預時間帯決済について、14時頃までには決済を完了させるような運用が望ましい。

尚、上記に関わらず、より早い時刻で決済を行うことを妨げない。

②当預時間帯決済は「当座勘定(同時決済口)」を利用して行なう。(手形交換所決済は「当座勘定(通常口)」にて行なわれる。)

(2) 支払指図取消の取扱い

①前掲コール取引に関する慣行2-(4)に準ずる。

(3) 決済口座種類相違時の取扱い

①前掲コール取引に関する慣行2-(5)に準ずる。

4. コール取引以外について共通の慣行

(1) 「優先」指定の取扱い

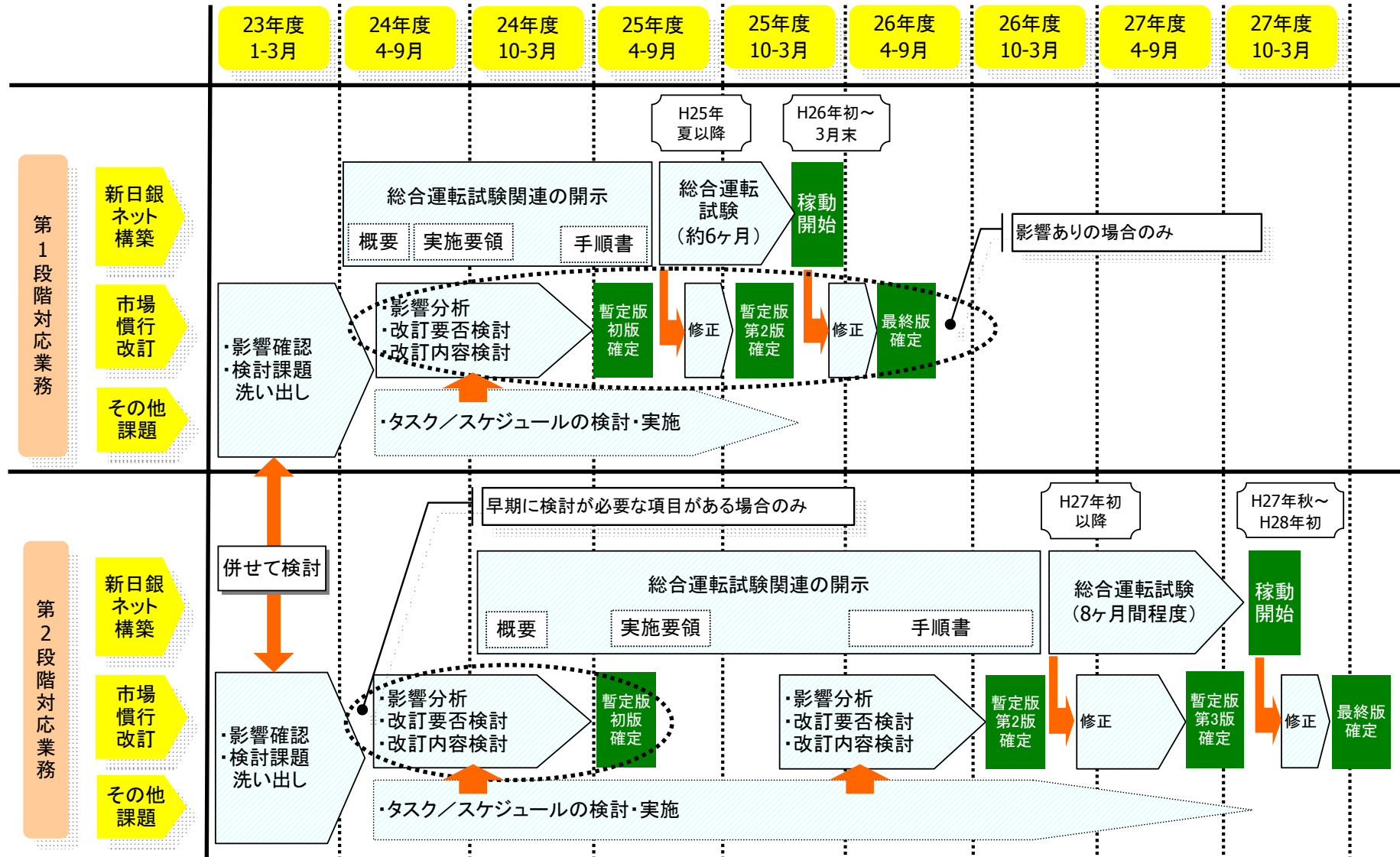
①コール取引以外の市場取引については、コール取引とは異なり恒常的な「優先」指定の対象とはしないが、決済時刻又は市場慣行遵守のため、仕向先(支払側)の判断により必要に応じ「優先」指定を行うものとする。

②市場取引以外の取引(*9)についても、仕向先(支払側)の判断により都度「優先」指定することを妨げない。

(*9)本研究会の検討の対象範囲を越えている可能性があるが、最終的には資金繰り運営や短期金融市場取引に影響が及ぶことに鑑み、考え方を示すもの。

以上

新日銀ネット開発への対応に係るタスク・スケジュール



今年度の研究テーマ④：短期金融市場に関する BCP への取組みについて

7 月会合において、短期金融市場に関する BCP については、当研究会としても主体的に取組み、問題意識の醸成を図るべく検討を進めていくとの幹事方針を説明した。今月以降、この方針に沿って、以下の通り検討を開始致したい。

1. 現状認識と基本的な考え方

- ◇ 短期金融市場の機能維持・混乱回避等の観点から、大規模災害やシステム障害等が発生した際には市場全体の BCP と共に個社の BCP が有効に機能することが重要であると考えられる¹。
- ◇ 市場全体の BCP については、短期金融市場 BCP 事業や日本銀行に対する定例の要望事項申入れ等の枠組みを通じて、ここ数年、市場参加者の意向を反映する形でインフラ整備・体制強化が進められてきた。
- ◇ 一方、個社の BCP については、「業務継続体制の整備状況に関するアンケート（2010 年 11 月）」（日本銀行）において、約 7 割が自社の BCP の実効性確保が不十分と回答しており、更なる対応が必要な状況にある。
- ◇ 斯かる現状認識の下、個社の BCP の実効性確保に資する市場参加者共通の課題について当研究会で検討を行うことは、災害等発生に対する短期金融市場の頑健性を高める上で有意義であると考ええる。
- ◇ 以上を踏まえて「2. 取組みの方向性」に沿って検討を進めていきたい。

2. 取組みの方向性

(1) 課題認識：「重要な関係先の BCP と自社の BCP の整合性確保」

- ◇ 「重要な関係先の BCP と自社の BCP の整合性確保」は、前述アンケートにて実効性確保が不十分と回答した先の約半数が要改善点としており、個社の BCP の実効性確保を図る上での優先課題。
- ◇ 市場参加者、決済インフラ、当局等、多数の当事者が相互依存関係にある短期金融市場関連の業務においては、特に重要な市場参加者共通の課題であると考えられる。

(2) 取組みの方向性

- ◇ 「重要な関係先の BCP と自社の BCP の整合性確保」という課題に対して、以下の①および②について検討を行う。

① ストリートワイド訓練²の実施に向けた検討

- ▶ 短期金融市場関連の業務を対象に、各社単独では確認できない「他社のBCPとの整合性」の確認を目的とするストリートワイド訓練の実施に向けた検討を行う³。
- ▶ ただし、海外の事例を参考にするとストリートワイド訓練の準備・実施には多大な手数・コストを要すると同時に準備期間も数ヶ月～1年に及ぶため、実施の可否・実施方法の決定には十分な検討が必要。

② 大規模災害やシステム障害発生時の行動指針策定と周知

- ▶ 市場参加者の行動指針を策定・周知することにより、被災時等における短期金融市場参加者の対応の方向性が明確になり、結果として市場参加者間のBCPの整合性が確保されることが期待できる。
- ▶ 具体的には、平成15年度に当研究会で取り纏めた「災害時の短期金融市場における行動指針」（資料5-2）の改訂を行い、市場参加者への周知を行う。

3. 今後のスケジュール

	タスク
1/23	☆ 上記「2. 取組みの方向性」に関するアンケート調査実施
2/23	☆ 短期金融市場に関するBCPへの取組み方針（案）提示
3/23	☆ 短期金融市場に関するBCPへの取組み方針確定

4. アンケート調査について

(1) ご質問内容

- ☆ 「2. 取組みの方向性」へのご意見
- ☆ 「その他、短期金融市場に関するBCPへの取組み」へのご意見

(2) 期限

- ☆ 平成24年2月8日（水）17時

以上

¹ 「金融市場横断的な業務継続体制の整備」（日本銀行）において、「被災時には、個社レベルのBCPと市場レベルBCPの取組みが共に有効に機能することが重要である」旨、指摘されている。

² ストリートワイド訓練の特徴は、「①業界内で共通の被災シナリオを設定し、②その共通のシナリオの下で各社が被災時の対応に関するシミュレーションを行い、③その結果を集約し問題点を洗い出すことにより、業界レベルで業務継続体制の整備を促すための机上訓練」の3点。

³ 本邦では平成22年11月に全銀協を中心に新型インフルエンザを想定したストリートワイド訓練が実施されたが、窓口・ATMでの現金の払出しに関連する業務運営のみが訓練対象であった。

平成 15 年 12 月 24 日

災害時の短期金融市場における行動指針

短期金融市場取引活性化研究会

短期金融市場取引活性化研究会では、大規模災害やシステム障害が発生し短期金融市場取引が通常通り行えなくなる事態に陥った場合に、被災当初における金融システムの維持と混乱の回避と短期金融市場の早期復旧のために市場参加者がとるべき行動指針を（主に円資金マーケットを対象に）取り纏めた。

当研究会代表幹事は、災害発生時、諸般の状況に基づいて本指針の市場への適用についての判断を行い、市場参加者へ通知する。

1 被災初日～3日目までの行動指針

- 1.1 災害時には市場取引は直ぐに再開できない可能性が高いことを念頭においた資金繰りを行う。
- 1.2 各社のBCPに則り業務継続体制の早期再構築を図る。
- 1.3 約定済取引の資金決済は当日中に完了することを目指す。
- 1.4 災害時には、決済時間帯に関する慣行によらず、決済可能なものから可能な限り早期に決済することを目指す。
- 1.5 災害時の事務処理に十分な時間の余裕をもたせるために、新規約定は可能な限り午前中の時間帯に行うことを目指す。
- 1.6 災害時用情報・通信手段により、状況把握に努める。
- 1.7 各自の営業状況・復旧状況につき、市場全体の運行の円滑化に寄与することを目的にこれを他の市場参加者に周知できるように配慮する。
- 1.8 市場参加者同士協力して資金融通や情報交換に努める。なお、情報の交換に当たって、その取扱いには十分留意する。

2 4日目以降の行動指針

- 2.1 OTCの短期金融市場の再開を図る。
- 2.2 決済時間帯について、通常の決済慣行に復帰することを目指す。
- 2.3 新規約定についても通常の時間帯に拡大することを目指す。
- 2.4 現物の受渡が困難となる事態の場合、手形レスコール取引、ユーロデ

が取引等が主たる資金調達手段になることを前提に資金繰り、市場再開を図る。

2.5 引続き市場参加者同士協力して資金融通や情報交換に努める。

3 平時の行動指針

3.1 各社においては、災害時の復旧手順の確立維持を目指す。

3.2 市場参加者間においては、災害時の連絡体制を平時より整備するため、緊急連絡先リストの共有をするなどの手段につき配慮する。

3.3 市場参加者間においては、災害時のBCP発動時を想定した訓練を協働で行う等を考慮する。

[補足]

1．本行動指針は、以下の被災シナリオを想定して作成したもの。このシナリオは、最悪の事態よりやや軽度の「ミディアムリスク」シナリオである。本シナリオより悪い事態（決済システムの全面停止等）においては、別途の行動による必要がある（決済をシステム復旧まで全面延長する等）。

システムトラブル・停電等の障害、地震、火事、テロ等の災害の発生
東京市場参加者の半数程度が取引不能
日銀ネット等の決済インフラはバックアップセンター立上げにより稼働

2．本指針は、市場全体の運行を念頭においたものであり、各市場参加者の復旧方法（バックアップサイトの整備・社内災害対策マニュアル等）は各社で整備するものとの前提にたち、特段の指針は設けていない。

以上

【平成 24 年 2 月 短取研資料】

平成 24 年 2 月 23 日

短期金融市場に関する BCP への取組みについての アンケート調査結果と今後の取組み方針（案）

短期金融市場取引活性化研究会が実施した、短期金融市場に関する BCP への取組みについてのアンケート調査にご協力を頂きありがとうございました。アンケート調査結果と今後の取組み方針につきまして、以下の通りご報告致します。

1. アンケート調査結果

(1) 「取組みの方向性」について

① 賛否

◇ 賛成 21 社、中立 4 社、反対 0 社

② 賛否の理由（抜粋）

(賛成)

- ◇ 個社だけでは対応出来ない取組みであり、重要な関係先の BCP との整合性を確認する機会を設けることは有用であると考えます。ただし、手間・コストが過大にならないように進めて頂きたい。
- ◇ 大規模災害発生時の短期金融市場の機能を維持するためには、市場参加者規模での取組みが必要と思料される。
- ◇ 例年実施している短期金融市場の共同訓練も所謂ストリートワイド訓練に近いものであると思われるが、今後はマーケット関連だけではなく、内国為替決済の訓練も同時に行う等、業界全体での取組みを更に検討してはどうか。
- ◇ ストリートワイド訓練の実施については、各社が個別に整備している BCP の実効性が確認できることから行動指針の策定・周知に向けた「課題の洗い出し」及び「方針の検証」を行う上で有益である。訓練の目的、枠組み、前提等について関係機関等との間で十分な意見集約、調整を行った上で連携して検討を進めることが望ましい。
- ◇ 現行指針の改訂と最悪の事態を想定したシナリオによる「行動指針」の策定（行動指針の段階化等）も必要ではないかと思えます。
- ◇ 災害時に市場参加者が共通認識をもって行動することは重要であり、行動指針の策定（改訂）と周知の徹底をお願いしたい。

(中立)

- ◇ 「BCP への取組み姿勢や進捗度合いは、業態・規模等によって相当異なっていると考えられること」、「マーケット部門単独で動くのではなく、自社全体

の BCP 計画の進捗に合わせて取組んでいる社もあると思われること」等を考慮し、相応の時間をかけて取組む必要があると考えます。

- ◇ ストリートワイド訓練の内容に臨場感やリアリティがあれば想定していなかった問題点の発掘などに繋がり一定の意義があると思います。一方、現実には BCP が発動され現実には非常時の対応を求められた場合にどれくらいの効果を発揮するのかは不透明だと思います。

(2) その他、短期金融市場に関する BCP へのご意見

- ◇ 弊社では BCP に関する年度計画を設定しており、こうした訓練への参加にはマネージメントレベルの承認を含め、十分な準備期間を必要といたします。
- ◇ 現行訓練でのブラインド訓練の実施も必要ではないかと思えます。
- ◇ ストリートワイド訓練の実施に当たっては、費用対効果を見極めたうえで進めていくようにしてほしいと考えております。

2. アンケート調査結果に対する幹事見解

- ◇ 大規模災害やシステム障害発生時の行動指針策定については特段異論なく、賛同が得られた。従って、当初方針通りに進めていくことに問題ないと考ええる。
- ◇ 一方、ストリートワイド訓練については、その意義に多くの賛同を得られたものの、実施に向けて費用対効果等の観点から十分な議論が必要とのご意見が複数あった。幹事としては、このようなご意見を踏まえ、実施の可否を慎重に検討していく必要があると考える。
- ◇ 上記の幹事見解に基づき、以下の取組み方針をお諮り致したい。

3. 短期金融市場に関する BCP への取組み方針（案）

(1) 大規模災害やシステム障害発生時の行動指針策定と周知

- ◇ 平成 15 年度に当研究会で取り纏めた「災害時の短期金融市場における行動指針」の改訂を行い、市場参加者への周知を行う。

(2) ストリートワイド訓練の実施に向けた検討

- ◇ 関係機関等と十分に意見集約・調整を行い、費用対効果を吟味した上で実施の可否及び実施方法を検討していく。

以上

平成 23 年 10 月 7 日

日本銀行 金融市場局 御中

短期金融市場取引活性化研究会

平成 23 年度 市場運営に関する貴行への要望事項について

短期金融市場ならびに弊研究会の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

掲題の件に関しまして、別紙の通り、取り纏めを致しましたので、宜しくご査収の上、対応につきご検討頂きますよう、お願い申し上げます。

以上

<本件の照会先>

三菱東京 UFJ 銀行 円貨資金証券部

川久保 康 (E-mail : yasushi_kawakubo@mufg.jp、電話 : 03-6268-1652)

平野 大輔 (E-mail : daisuke_2_hirano@mufg.jp、電話 : 03-6268-1661)

市場運営に関する日本銀行への要望事項

【 1. 情報提供】		
	要望事項	備考（具体的ニーズ・背景・効果等）
(1)	諸規程等のオンライン対応	<p>日本銀行の制定する諸規程等について可能な限りのオンライン化をお願いしたい。</p> <p>また、すでにオンライン化されている諸規程等について、改正事項を極力リアルタイムで反映すること、および掲載場所を容易に特定できるように HP 上のレイアウトを改善すること（諸規程等全般を体系化した上で目次を作成するなど）についても併せてご検討頂きたい。</p> <p>これにより、最新の手続きや連絡事項を効率的に把握することが可能となる。</p> <p>（具体的な項目）</p> <p>【オペ関連】</p> <p>① 日本銀行が行うコマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入に関する細則</p> <p>② 日本銀行が資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパー等の買入に関する事務取扱細則</p> <p>【その他】</p> <p>① 当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則</p> <p>② 当座勘定（同時担保受払時決済口）および同時受払担保に関する規則、など</p>
(2)	申請書類等のオンライン対応	<p>日本銀行への申請書類の取得、および申請書類の提出について可能な限りのオンライン化をお願いしたい。</p> <p>また、オンライン化に際しては、掲載場所を容易に特定できるようなレイアウトとすること（申請書類等全般を体系化した上で目次を作成するなど）についても併せてご検討頂きたい。</p> <p>これにより、事務手続きの効率化や速やかな申請手続きが可能となる。</p>

		<p>(具体的な項目)</p> <p>【オペ関連】</p> <p>① 短期社債等買戻条件付売渡申込書</p> <p>② 短期社債等買戻明細書</p> <p>③ 短期社債等売渡申込書</p> <p>【その他】</p> <p>① 代表者や担当者変更時の届出書類</p> <p>② 残高証明取得時の届出書類、など</p>
(3)	「借入金残高証明願」における残高の合算化	<p>「借入金残高証明願」について、日銀共通担保資金供給オペレーションと日銀基金共通担保資金供給オペレーション毎の残高に区分されているが、これを入札型電子貸付合計額でも申請できる取扱とすることをご検討頂きたい。</p> <p>これにより、日銀共通担保資金供給オペレーションと日銀基金共通担保資金供給オペレーションの残高を区分管理していない金融機関において、「借入金残高証明願」の申請時の区分け作業が不要となり、事務手続きの簡素化が図れる。</p>

【2. 日銀ネット関連】		
	要望事項	備考（具体的ニーズ・背景・効果等）
(1)	BCPの実効性強化に向けた日銀ネット権限者カードの運用方法変更等について	<p>BCPの実効性強化の観点から、BCP発動時の日銀ネット権限者カードの運用、およびバックアップ拠点に備え付ける権限者カードの発行等について、新日銀ネットでの対応も含めて、より柔軟にご検討頂きたい。</p> <p>(具体的な項目)</p> <p>① BCP発動時に限ったカードレス運用の導入</p> <p>BCP発動時に限って、権限者カードを使用せず、ID/パスワードのみで送信権限者の業務を可能とする運用の導入についてご検討頂きたい。</p> <p>② 権限者カードを利用しない業務の拡大</p> <p>権限者カードなしで実施できる業務範囲の拡大についてご検討頂きたい。</p> <p>具体的には、可能な範囲でオペレータ許可業務の拡大、およびオペレータによる再鑑実施（検証ファイルの検証・送信）の導入などをご検討頂きたい。</p>

		<p>③ バックアップ拠点に備え付ける権限者カードの複数枚発行 複数のバックアップ拠点に備え付けるため、権限者カードの複数枚発行をご検討頂きたい。</p> <p>④ 権限者カード（障害時用）のパスワードの変更および証明書の更新事務の合理化 権限者パスワードの変更および権限者カード証明書の更新に関して、権限者カード（通常時用）の変更・更新を同一の送信権限者の権限者カード（障害時用）にも反映させることをご検討頂きたい。</p>
(2)	日銀ネットの検証印字画面において同一の検証 ID で指定できる件数の増加	事務効率化の観点から、日銀ネット検証印字画面の同一検証 ID 指定件数を、現状の 30 件から 100 件へ増加させることをご検討頂きたい。

【3. その他】		
	要望事項	備考（具体的ニーズ・背景・効果等）
(1)	日銀総裁記者会見のライブ放映	市場との一層のコミュニケーション向上の観点から、金融政策決定会合後の日銀総裁記者会見のライブ放映実施に向け、ご検討頂きたい。

以上

【平成 24 年 1 月 短取研資料】

平成 24 年 1 月 23 日
短取研幹事有担保コール取引の国債担保掛目見直し方針（案）について

平成 20 年度、当研究会では有担保コール取引の国債担保掛目見直しルールについて、①年 1 回の定例見直しを原則とすること、②マーケット環境が著しく変化した場合には随時見直すこととした。今後、2 月会合で本年度の掛目見直しについて幹事案を提出させて頂き、3 月会合後に見直し実施の予定。

中長期的な課題である（Ⅰ）残存期間別の掛目の導入、（Ⅱ）時価をベースとした担保差入については、昨年 5 月会合にて一部の参加者からご意見があったように、国債の決済期間短縮化に関する議論を踏まえた対応が求められる。つまり、ルール変更に伴うメリット・デメリットが、決済期間短縮化後の取引環境においても有効か慎重に検討する必要がある。

従って、上記課題については、国債決済の T+2 化後の市場動向および T+1 化に向けた議論の進展状況等に留意しつつ、来年度以降、研究開始を検討致したい。

以上を踏まえて、本年は昨年同様に下記方針にて幹事案を作成致したい。これについてご意見がございましたら幹事までお願い致します(期限:平成 24 年 2 月 8 日(水))。

- ・ セグメント分けは短期国債・中期国債・長期国債・超長期国債・変動利付国債とする。
- ・ 固定利付債券については、イールドカーブが 50bp 上昇した場合の担保割れ状況などから検討する（大幅な金利変動による掛目見直しを行う必要性に鑑み、短取研開催周期である 1 ヶ月を意識した金利上昇バッファとして 50bp を想定する）。
- ・ 変動利付国債については、過去の担保割れ状況に鑑み、総合的に判断を行う。

以上

【平成 24 年 2 月 短取研資料】

平成 24 年 2 月 23 日
短取研幹事**有担保コール取引の国債担保掛目の見直しについて【幹事案】**

1 月会合で提示した「有担保コール取引の国債担保掛目見直しの方針(案)について」に対して特段ご異論がなかったことから同方針に従って以下の通り、幹事案を提示させて頂く。尚、本案に対してご意見等がある場合には、3 月 9 日（金）までに幹事宛にご連絡をお願い致したい。

【見直し案】

		担保価額（取引金額に対して額面で「○」%増し		備考
		現行	見直し案	
1	短期国債 (国庫短期証券)	1%	1%	変更なし
2	中期国債 (2 年債、5 年債)	2%	2%	変更なし
3	長期国債 (10 年債)	4%	4%	変更なし
4	超長期国債 (20 年、30 年、40 年)	10%	10%	変更なし
5	変動利付国債 (15 年)	10%	10%	変更なし

1. 見直し方法

- ◇ 1 月会合で呈示した方針案に従い、固定利付債については、イールドカーブが平行に 50bp 上昇した場合の担保割れ状況に鑑み、見直しを行った。
- ◇ また、日本証券業協会発表の前月末基準の公社債店頭売買参考統計値を利用し、経過利息は考慮しない点、計算には単利を用いる点についても、過去の短取研の見直し方法を踏襲している（担保掛目については、年 1 回の定例見直しに加え、金利の大幅な変動時等も見直しをすることとなっているため、短取研開催周期(1 ヶ月)を考慮し、50bp の金利上昇バッファを考慮して見直しを行うもの）。
- ◇ 尚、変動利付債については、過去の担保割れ状況に鑑み、総合的に判断を行った。

2. 見直し案の根拠について（担保割れシミュレーション結果）

(1) 短期国債

50bp 金利上昇した場合でも、現行の掛目であれば担保割れとなる銘柄が存在しない。担保掛目を 0.5%に引き下げた場合を想定すると、50bp の金利上昇で 2 銘柄が担保割れとなる。

以上より、現行の掛目を維持することが妥当と考える。

(2) 中期国債

2年債については、50bp 金利上昇した場合でも、現行の掛目で担保割れとなる銘柄が存在しない。担保掛目を 1.0%に引き下げた場合を想定すると、50bp の金利上昇で 1 銘柄が担保割れとなる。

5年債については、50bp 金利上昇した場合に現行の掛目で担保割れとなる銘柄が 4 銘柄存在する。しかし、約 39 bp の金利上昇までは担保割れとならず、相応のバッファを有しているものと考えられる。昨年の見直し時においても 50bp の金利上昇を想定した場合に担保割れとなる銘柄が 5 銘柄存在したが特段問題は発生しなかった。

以上より、現行の掛目を維持することが妥当と考える。

(3) 長期国債

50bp 金利上昇した場合に現行の掛目で担保割れとなる銘柄が 1 銘柄存在する。しかし、約 49bp の金利上昇まで担保割れとならず、相応のバッファを有しているものと考えられる。昨年見直し時においても 50bp の金利上昇を想定した場合に担保割れとなる銘柄が 4 銘柄存在したが特段問題は発生しなかった。

以上より、現行の掛目を維持することが妥当と考える。

(4) 超長期国債

超長期国債については、足許でも担保割れとなっている銘柄(30年10回)が存在する。また、50bp 金利上昇した場合には担保割れとなる銘柄が 1 銘柄増加する(30年9回)。ただし、昨年見直し時には両銘柄ともに基準日時点で担保割れとなっていたことに加え、50bp の金利上昇を想定した場合に担保割れとなる銘柄が他に 10 銘柄存在したが特段問題は発生しなかった。

また、超長期セクターは他のセクターと比較して高い掛目を設定しており、全体としては大きなバッファを持っている銘柄が多い。

以上より、現行の掛目からの引上げは不要と考える。

(5) 変動利付国債

変動利付国債の時価は、暫く担保割れ銘柄がない状況が継続している。しかし、2008年から2009年にかけて多くの銘柄が担保割れとなったこと等を考慮すると現行の掛目(10%)を維持することが妥当と考える。

以上

備考コード	会社名	備考コード	会社名
601	野村アセットマネジメント	657	
602	日興アセットマネジメント	658	アムンディ・ジャパン
603	三菱UFJ投信	659	しんきんアセットマネジメント投信
604	大和証券投資信託委託	660	
605		661	
606	新光投信	662	
607	プラザアセットマネジメント	663	
608	みずほ投信投資顧問	664	住信アセットマネジメント
609	岡三アセットマネジメント	665	ラッセル・インベストメント
610	T&Dアセットマネジメント	666	
611	国際投信投資顧問	667	
612	明治安田アセットマネジメント	668	朝日ライフアセットマネジメント
613		669	
614		670	
615		671	さわかみ投信
616		672	アイエヌジー投信
617	JPモルガン・アセット・マネジメント	673	
618	インバスコ投信投資顧問	674	ユナイテッド投信投資顧問
619		675	トヨタアセットマネジメント
620	シュローダー証券投信投資顧問	676	MFSインベストメント・マネジメント(名称変更)
621	アパディーン投信投資顧問	677	
622	大和住銀投信投資顧問	678	日立投資顧問
623		679	三井住友アセットマネジメント
624		680	スパークス・アセット・マネジメント
625	農林中金全共連アセットマネジメント	681	中央三井アセットマネジメント
626		682	
627		683	イーストスプリング・インベストメンツ(名称変更)
628		684	ピムコ ジャパン リミテッド
629	ニッセイアセットマネジメント	685	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン
630		686	アクサ・インベストメント・マネージャーズ(名称変更)
631	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信	687	フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ
632	フィデリティ投信	688	MU投資顧問
633	ベアリング投信投資顧問	689	SBIアセットマネジメント
634	ドイチェ・アセット・マネジメント	690	ありがとう投信
635	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	691	ばんせい投信投資顧問
636	ヘンダーソン・ガートモア・ジャパン(名称変更)	692	ファンネックス・アセット・マネジメント
637		693	キャピタル・インターナショナル
638		694	ワイ・エム・アール投信
639	アライアンス・バーンスタイン	695	21世紀アセットマネジメント
640	パインブリッジ・インベストメンツ	696	セゾン投信
641		697	ITCインベストメント・パートナーズ
642	ビクテ投信投資顧問	*	キャピタル アセットマネジメント
643		*	リクソー投信
644	BNPパリバインベストメント・パートナーズ	*	レオス・キャピタルワークス
645	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント	*	シンプレクス・アセット・マネジメント
646		*	日本コムジェスト
647	DIAMアセットマネジメント	*	クローバー・アセットマネジメント
648	ブラックロック・ジャパン	*	楽天投信投資顧問
649	東京海上アセットマネジメント投信	*	パークレイズ・キャピタル・ファンド・ソリューションズ・ジャパン
650	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント	*	マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン
651	HSBC投信	*	ユニオン投信
652		*	ベイビュー・アセット・マネジメント
653	レグ・メイソン・アセット・マネジメント	*	コモンズ投信
654	プルテンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン	*	鎌倉投信
655	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ	*	新生インベストメント・マネジメント
656		*	中銀アセットマネジメント

*投信協会コードに備考コードとして入力不可である英字が入っているため、空白で対応

*網掛け表示コードは、合併・清算による退会に伴い、現在使用せず

平成 23 年度短取研メンバー

三菱東京 UFJ 銀行 (～5月)	円貨資金証券部 上席調査役	西井 謙一
三菱東京 UFJ 銀行 (6月～)	円貨資金証券部 ALM 企画 Gr. 次長	川久保 康
三井住友銀行 (～6月)	市場営業統括部 担当次長	尾林 一郎
三井住友銀行 (7月～11月)	市場資金部 短期 ALM グループ長	松尾 亮治
みずほ銀行 (12月～2月)	総合資金部 次長	西野 真
みずほ銀行 (2月～)	総合資金部 担当次長	笠松 義人
横浜銀行 (～7月)	市場営業部 調査役	斉藤 裕治
静岡銀行 (7月～)	資金証券部 資金為替グループ・ビジネスリーダー	松嶋 充
みずほ信託銀行	資金証券部資金チーム 調査役	金子 和広
みなと銀行 (～9月)	事務統括部 代理	小田 茂生
佐賀共栄銀行 (10月～)	総合企画部 調査役	中富 稔久
コメルツ銀行 (～7月)	グループトレジャリー ディレクター	武藤 洋一
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ (8月～)	コーポレートトレジャリー ヴァイスプレジデント	渡辺 宏一郎
農林中央金庫 (～6月)	資金為替部資金市場班 部長代理	上川 浩志
農林中央金庫 (7月～)	資金為替部資金市場班 部長代理	桑原 毅
信金中央金庫	市場運用部短期資金グループ 次長	寺島 俊輔
野村アセットマネジメント	金融市場トレーディング部 シニア・トレーダー	尾本 秀樹
SMBC 日興証券	資金部資金決済課 次長	黒岩 雅之
日本生命保険 (～6月)	資金証券部 資金課長	土塚 浩一

第一生命保険 (7月～)	債券部 次長	杉野 泰亮
あいおいニッセイ同和損害 保険 (～6月)	運用管理部業務管理グループ長	成田 聡
東京海上日動火災保険 (7月～)	資産運用第一部債券投資グループ 課長代 理	益田 和明
ゆうちょ銀行 (～9月)	市場運用企画部市場取引執行グループ グ ループリーダー	鈴木 宏和
	(10月～)	資金証券部資金為替グループ 専門役
セントラル短資	資金営業部 部長	江口 徹

(オブザーバー)

資産管理サービス信託銀行	資金為替部 次長	太田 康生	
東京金融取引所 (～10月)	市場部市場グループ 主任	今城 靖志	
	(10月～1月)	市場部市場グループ 企画役	寺西 哲
	(2月～)	市場部金利市場グループ 企画役	七條 直哉
債券現先取引等研究会 (～7月)	主査 (大和証券キャピタル・マーケッツ)	戸嶋 竜二	
	(8月～)	市場資金部長 (大和証券キャピタル・マー ケッツ)	関水 晋司

(事務局)

全国銀行協会	(～6月)	業務部 次長	佐藤 正寿
	(7月～)	業務部 次長	鶴見 誠一